

坂本町水災補償加入促進補助金

坂本町の対象地区にある住宅・事業所・公民館などの建物や家財に対して、水災補償付帯の火災保険などに加入している人（新規加入含む）を対象に、保険料の一部を補助します。

補助金額

加入している（する）保険対象が
住宅・事業所などの場合
上限 **10,000** 円

加入している（する）保険対象が
家財の場合
上限 **5,000** 円

対象者

球磨川流域緊急治水対策プロジェクトの一環として行われる輪中堤・宅地かさ上げの住宅などの保険契約者で、市税の滞納がない人

申請期間

令和5年3月31日まで

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・水災補償または家財保険の加入内容が確認できる書類（保険証券など）
- ・保険料の支払い額が確認できる書類（領収書・通帳の写しなど）
- ・補助金の振込口座通帳の写し

申請先・問合せ

本庁5階 復興整備課 ☎ 33-5128
坂本支所 地域振興課 ☎ 45-2211

対象地区

古田	下今泉	上今泉	小川	段	横石	原女木	深水川口	生名子	瀬高	下代瀬	中谷川口
小崎辻	坊ノ木場	下片岩	油谷	坂本	松崎	合志野	荒瀬	藤本	大門	下葉木	上葉木
下鎌瀬	三坂	中津道	瀬戸石	西鎌瀬	破木	与奈久					

※上記は対象地区ですが、すべての住宅などが対象とは限りません。詳しくは、復興整備課または坂本支所地域振興課まで問い合わせください。

問合せ 復興整備課 ☎ 33-5128

広 告